2019年12月12日

中国電力株式会社

上関原子力発電所準備事務所

大瀬戸 聡 所長殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 上関原発を建てさせない祝島島民の会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 　代表　清水 敏保

 **漁業補償等に係わるご回答についての反論及び質問**

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2019年12月10日付けで作成された「漁業補償等に係るご質問について（ご回答）」につきまして、下記のとおり反論及び質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

敬 具

記

**回答１及び２についての反論及び質問**

電力会社の漁業補償は「電源開発等に伴う損失補償基準」に基づいて支払われます。同基準は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（以下、「要綱」という）に基づいて作成された基準であり、したがって、要綱にも、また要綱に付随して定められた「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」（以下、「細則」という）にも従わなければなりません。（資料1[[1]](#footnote-1)）

要綱は、憲法29条の「正当な補償」の統一的基準として定められたものですから、**要綱及び細則に基づく損失補償をしなければ、過大補償であっても過小補償であっても憲法29条違反になります**。

細則第７（資料2）には、漁業補償額の算定方式が規定されていますが、最も主要な算定要素である「平年の純収益」は、次のように定められています。

平年の純収益　評価時前３か年ないし５か年間の平均魚種別漁獲数量に魚価を乗じて得た

平均年間総漁獲額から平均年間経営費を控除して得た額。……

　　　　　　　　　　　魚価は、時価を基準とし、地域別、時期別及び漁法別の格差を勘案した魚種

別の価格とし、販売手数料を控除したものとする。

回答書1頁には、「今回の海上ボーリング調査に伴う損失補償も2000年補償契約に基づいて支払った」旨、記されていますが、2019年11月～2020年1月の海上ボーリング調査実施を2000年時点に予測できていたはずはありません。仮に調査実施を予測されていたとしても、上掲の「平年の純収益」の算定法に示されているように、2019年11月～2020年1月のボーリング調査に伴う漁業補償額の「平年の純収益」の値は、評価時(2019年)前３か年ないし５か年間の平均魚種別漁獲数量に魚価（時価）を乗じて得た平均年間総漁獲額等をもとに算定しなければならず、それらを2000年時点で予測することなどできたはずがありません。

**したがって、2019年11月～2020年1月のボーリング調査に伴う損失補償を2000年補償契約に基づいて支払ったと言うことは、細則に反する違法発言になります。**

　また、「ボーリング調査の海域（以下、「当該海域」という）において2000年当時に自由漁業を営んでいた祝島組合員」(以下、「2000年祝島組合員」という)と「現在、当該海域において自由漁業を営んでいる祝島漁民」(以下、「2019年祝島漁民」という)は、大きく異なっています。

「2019年祝島漁民」には、2000年当時、「祝島漁協の組合員であっても当該海域で自由漁業を営んでいなかった漁民」も、「組合員でなかった漁民」も、「漁民でなかった住民」も含まれています。漁協は加入脱退自由の団体ですから、さらに「組合員でない漁民」も含まれています。仮に、2000年補償契約に基づき「権利が消滅した」、あるいは「工事・調査を受忍しなければならない」とする貴社の主張を認めるとしても、それは、「2000年祝島組合員」にのみあてはまるに過ぎず、2000年当時当該海域で自由漁業を営んでいなかった「2019年祝島漁民」には全くあてはまりません。

**したがって、補償額算定の点のみならず、補償対象となる漁民の点からも、2019年11月～2020年1月のボーリング調査に伴う損失補償を2000年補償契約に基づいて支払ったと言えるはずはありません。[[2]](#footnote-2)**

　そのうえ、貴社の漁業補償の方法には、大きな違法性があります。

貴社は「許可漁業および自由漁業に対する補償につきましても、上記漁業補償金が漁業権漁業との区別なく光熊毛地区の漁獲高全般をもとに算出されたものであることから、包括的な補償により既に解決しているもの、と考えております」と回答書に記されていますが、このような**包括的漁業補償は、**補償額を「漁業別」、「漁法別」及び「漁業規模別」に算定することを定めている**細則第７に照らして違法**になります。[[3]](#footnote-3)

　そこで、以下、質問します。

　[質問]

　① 2019年11月～2020年1月に海上ボーリング調査を実施することを2000年補償契約時

　　　に予測していたのか。予測していたとすれば、その根拠及び証拠を明示されたい。

 ② ①で予測していたとすれば、2019年ボーリング調査の補償額算定の主要要素である「平年

の純収益」を2000年時点でどのように算定したのか。

　 ③ 「2019年祝島漁民」のボーリング調査への同意を如何に取得されるつもりか。

　 ④ 貴社の包括的漁業補償方式が、要綱・細則に違反せず、違法（憲法違反）でないことを説明

　　　されたい。

**回答３についての反論及び質問**

　回答書には、「今回の海上ポーリング調査は、山口県漁業協同組合が共同漁業権を有する海域で計画しているものです。したがいまして、一般海域占用許可申請における利害関係人は山口県漁協であると認識しています」と記されています（2-3頁）。

　しかし、共同漁業権は、その漁場区域を排他独占的に占用する権利ではなく、妨害排除を請求できる物権的権利です。また、自由漁業は、国民のだれもがどの海域でも営める漁業です。ですから、祝島漁民が当該海域で自由漁業を営むことは自由です。

貴社は、「2000年補償契約で包括的補償を行なったことから、その効力は祝島支店の許可漁業・自由漁業の漁業者にも及ぶので、祝島の許可漁業・自由漁業の漁業者は利害関係人に該当しない」旨主張されています（回答書３頁）が、前述のように、2000年当時当該海域で漁業を営んでいなかった「2019年祝島漁民」に2000年補償契約の効力が及ぶはずがありません。

　要綱５条には、自由漁業も「社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益」として損失補償の対象に含まれることが明記されています。自由漁業は、始めた当初は「利益」に過ぎませんが、実態が積み重ねられると成熟して「権利」になっていくのです。そして、権利と認められる程度にまで成熟した自由漁業に対する損失補償を支払うことなく事業を実施すれば、要綱違反、したがって憲法違反になるのです。

　ちなみに、11月7日山口県との交渉において、「祝島漁民を利害関係人に含まない申請に対する占用許可をあなた方は適法と言われるのか、ならば、憲法違反にならないという説明をしてください」との追及に対し、山口県は沈黙するのみでした（録音あり）。

　他方、「利害関係人」とは、法学辞典で次のように定義されています。

・ある事実の有無又はある行為もしくは公の機関の処分等によって自己の権利又は利益

に影響を受ける者(我妻栄編集代表『新版 新法律学辞典』)

・主として第三者の行為又は公の機関がする処分によって自己の利益を害されるおそれ

のある地位にある者(林修三ら共編『法令用語小辞典』,『法令用語辞典』)

これらの定義から、「利害関係人」には、権利のみならず利益を有する者も含まれること、したがって、本件の「利害関係人」には、占用許可により権利又は利益に影響を受ける者が含まれることは明らかです。[[4]](#footnote-4) したがって、「権利」にまで成熟した自由漁業を営む者のみならず、「権利」にまで成熟せず「利益」のままの自由漁業を営む者ですら「利害関係人」に含まれるのです。

　そこで、以下、質問します。

[質問]

⓹ 今回のボーリング調査に関する占用許可の申請の際、祝島漁民を利害関係人に含めなかっ

たことが要綱違反でなく、憲法違反にならないことを説明されたい。

 ⓺ 貴社の主張によれば当該海域における共同漁業権を放棄したはずの四代漁協(山口県漁協

四代支店)をなぜ利害関係人に含めたのか。

**回答４についての反論及び質問**

　漁業補償契約は、簡潔に言えば、漁民が埋立等の事業に同意すること、及び埋立等の事業者が漁業補償を支払うことを内容とする双務契約です。

　2000年漁業補償契約では、中国電力が埋立等を実施する債権を持つ一方、漁業補償を支払う債務を負い、また、漁民が漁業補償を受領する債権を持つ一方、埋立等に同意する債務（より具体的には、次のa～eのような債務）を負っています。

a. 漁業権消滅区域…漁業権等の放棄

　b. 漁業権準消滅区域…漁業権等を行使しない

　c. 工事作業区域…漁業権等を行使しない

　d. 発電所温排水に起因する一切の漁業損失及び漁業操業上の諸迷惑…受忍

　e. 調査実施…同意し、諸迷惑を受忍

　しかし、債権の消滅時効は10年ですから、2000年補償契約に基づく中国電力の債権は、すでに消滅しています。

　したがって、漁民の「漁業権等を行使しない債務」及び「諸迷惑の受忍の債務」(上記のb～e)は、中国電力の債権消滅に伴い、既に消滅しており、同契約の効力が継続しているのは、a「漁業権等の放棄」のみです。

　しかし、貴社の主張及び広島高裁2007年判決に基づいた場合にも、2000年補償契約により当該海域における「自由漁業の権利」を放棄したのは「2000年祝島組合員」のみであり、現在「2019年祝島漁民」が当該海域に「自由漁業の権利」を持つことには2000年補償契約は何の関係もありません。

　そこで、以下、質問します。

[質問]

⑦ 2000年補償契約に基づく漁民の「漁業権等を行使しない債務」及び「諸迷惑を受忍する債

務」は、同契約に基づく中国電力の債権が消滅した現在も継続しているのか。

継続しているとすれば、その根拠を説明されたい。

　⑧ 「2019年祝島漁民」の「自由漁業の権利」は2000年補償契約によって消滅したのか。

消滅したとすれば、その根拠を説明されたい。

以 上

[添付資料]

1. 第98回国会参議院商工委員会昭和58年5月17日会議録

2. 公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第７

3. 『漁業補償実務資料集成』（1979年,フジテクノシステム）92-94頁

1. 第98回国会参議院商工委員会昭和58年5月17日会議録。 [↑](#footnote-ref-1)
2. もしも支払っていたとしたら、操業していない者に補償したことになり、2000年漁業補償が違法な過大補償だったことになる。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 『漁業補償実務資料集成』2章3節「漁業補償金算定の方式」（執筆者は光安時男運輸省港湾局管理課補佐官）に掲載されている補償額計算表(93,94頁)では、漁業種類ごとに平年漁獲金額等を算出することとされている(資料3)。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 都市計画を決定しようとする際に意見書を提出できる「利害関係人」については、「法律上の利害関係を有する者のほか、ひろく、その土地の周辺の住民、決定される施設を利用しようとする者も『利害関係人』となる」（建設省都市計画課監修『逐条問答 都市計画法の運用[第2次改訂版]』270頁）と解説されている。 [↑](#footnote-ref-4)